

## 東大和市における個人番号の利用等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）に基づき、東大和市（以下「市」という。）における個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

### (個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める個人番号を利用することができる事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務であって市の執行機関が行うこととされているものとする。

2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって市の執行機関が行うこととされているものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

### (特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 市の執行機関は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

### (経過措置)

- 3 施行日において、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって市の執行機関が行うこととされているもののうち、同欄に規定する主務省令が公布されていないものについては、当該主務省令が公布されるまでの間、当該事務に相当する法別表第1に掲げる事務であって市の執行機関が行うこととされているものを、法第9条第2項の条例で定める事務とし、当該事務を処理するために必要な限度で、当該執行機関が保有する特定個人情報であって規則で定めるところにより公表したものを利用することができる。
- 4 法別表第2の第2欄に掲げる事務であって市の執行機関が行うこととされているもののうち、施行日前における処理の実情を勘案して、第3条第3項の特定個人情報のみの利用では施行日以後における処理を適切に行うことが困難であると認められるものについては、当分の間、当該事務を処理するために必要な限度で、第3条第3項の特定個人情報以外の当該執行機関が保有する特定個人情報であって規則で定めるところにより公表したものを利用することができる。
- 5 前2項の規定により特定個人情報を利用することができる場合は、第3条第4項の規定を準用する。
- 6 施行日から平成28年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1の8の項及び別表第2の8の項中「入所の承認等並びに育成料及び延長育成料の徴収に関する事務」とあるのは、「入所の承認等及び育成料の徴収に関する事務（東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）附則第2項の規定により同条例の施行の前日に行う延長学童保育の利用の承認及び延長育成料の徴収に関して必要な事務を含む。）」とする。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	東大和市心身障害児福祉手当支給条例（昭和44年条例第6号）による心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	東大和市児童育成手当条例（昭和46年条例第25号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	東大和市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第33号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	東大和市難病患者福祉手当条例（昭和55年条例第9号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	東大和市乳幼児医療費助成条例（平成5年条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	東大和市立学童保育所条例（平成10年条例第28号）による学童保育所の入所の承認等並びに育成料及び延長育成料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	東大和市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じる事務であって規則で定めるもの
11 市長	市町村における東京都の事務処理の特例に関

	<p>する条例（平成11年東京都条例第107号。以下「東京都事務処理特例条例」という。）により市が処理する東京都女性福祉資金貸付条例（昭和45年東京都条例第30号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 2 市長	<p>東京都事務処理特例条例により市が処理する東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 3 市長	<p>東京都事務処理特例条例により市が処理する心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 4 市長	<p>東京都事務処理特例条例により市が処理する東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 5 市長	<p>東京都事務処理特例条例により市が処理する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 6 教育委員会	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 7 教育委員会	<p>東大和市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
1 8 市長又は教育委員会	<p>社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することができる他の事務と一体として処</p>

理することにより市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化に資するものとして規則で定めるところにより公表した事務

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する事項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当等の支給若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給若しくは施設入所支援に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法による保護（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護を含む。）の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「生活保護等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法律若しくは条例等による医療に関する給付の支給若しくは医療費の助成等に関する情報（以下「医療給付等関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付

		の支給若しくは地域支援事業の実施に関する情報又は監護若しくは援護が国若しくは地方公共団体の負担において行われている施設への入所に関する情報（以下「施設入所関係情報」という。）であって、規則で定めるもの
2 市長	東大和市心身障害児福祉手当支給条例による心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
3 市長	東大和市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
4 市長	東大和市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、東大和市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
5 市長	東大和市難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療給付等関係情報、東大和市心身障害児福祉手当支給条例による心身障害児福祉手当の支給に関する情報、東大和市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
6 市長	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情

		報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
7 市長	東大和市乳幼児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
8 市長	東大和市立学童保育所条例による学童保育所の入所の承認等並びに育成料及び延長育成料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当その他の法律若しくは条例等による手当等の支給に関する情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって、規則で定めるもの
9 市長	東大和市義務教育就学児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
10 市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じる事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報であって規則で定めるもの
11 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する東京都女性福祉資金貸付条例による女性福祉	障害者関係情報、地方税関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって、規則で定めるもの



	資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	
1 2 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
1 3 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
1 4 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報又は医療給付等関係情報であって、規則で定めるもの
1 5 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精	生活保護等関係情報、地方税関係情報又は医療給付等関係情報であって、規則で定めるもの

	神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
16 教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法関係情報」という。）又は東大和市立学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報であって、規則で定めるもの
17 教育委員会	東大和市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する情報又は学校保健安全法関係情報であって、規則で定めるもの
18 市長又は教育委員会	社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することができる他の事務と一体として処理することにより市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化に資するものとして規則で定めるところにより公表した事務	この項の左欄の執行機関が同項の中欄の事務を処理するために必要な限度で利用するものとして規則で定めるところにより公表した情報

別表第3（第4条関係）

提供を求め る執行機関	事務	提供する 執行機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じる事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護等関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当法による児童扶養手当その他の法律若しくは条例等による手当等の支給に関する情報であって、規則で定めるもの
3 教育委員会	東大和市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護等関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当法による児童扶養手当その他の法律若しくは条例等による手当等の支給に関する情報であって、規則で定めるもの